

● 情報掲示板 ●

文字の見方
時＝日時 対＝対象 費＝費用 申＝申込方法
場＝場所 内＝内容 必＝必要なもの 問＝問合せ先

● 相談 ●

相 談		日 時	問合せ先
①	弁護士による 京都市民法律相談	毎週水曜日 (閉庁日を除く) 13:15～15:15	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
	※予約(問合せ先に電話または来所) 相談日の週の月・火曜日9:00～17:00 相談日当日9:00～14:45 ※定員12名(先着順)		
	② 無料行政相談	7月8日(木) 13:30～16:00	京都行政監視行政相談 センター (☎802-1100)
	③ 司法書士による 無料登記・法律相談	7月13日(火) 13:30～15:30	京都司法書士会 (☎255-2566)
	④ 行政書士の市民 困りごと無料相談	7月20日(火) 13:30～16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 (☎692-2500)
⑤	こころの相談 (精神保健福祉相談)	毎月第1～4 金曜日 (閉庁日を除く) 13:30～15:00	区障害保健福祉課 (☎592-3479)

※①～④は山科区役所2階 第2会議室、⑤は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※相談時は必ずマスクを着用してください。

● 保険・年金 ●

■国民健康保険からのお知らせ

●国民健康保険料の減額制度について

令和3年度分の国民健康保険料をお知らせする保険料納入通知書を6月中旬にお送りします。

保険料の納付が困難な事情があるときは、減額が適用される場合がありますので、8月末までにご相談ください(9月以降は減額できる額が少なくなります)。

申請は、窓口の混雑防止のため、京都市のホームページから様式をダウンロードのうえ、できるだけ郵送による手続きをご活用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、次のいずれかに該当する場合は、申請により特例減免制度が受けられる場合があります。

●世帯主等の生計維持者(以下「世帯主等」という。)が重篤な傷病を負った又は死亡した場合

●世帯主等の事業等の収入が前年に比べて10分の3以上減少した場合(その他所得要件があります。)

問 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

■国民年金からのお知らせ

●国民年金保険料の免除制度について

次の事由に該当する方は、国民年金保険料を未納のままにせず、「免除」又は「納付猶予」の手続きを行ってください。

申請は、窓口の混雑防止のため、京都市のホームページから様式をダウンロードのうえ、できるだけ郵送による手続きをご活用ください。

●新型コロナウイルス感染症の影響により収入が急減したため、保険料の納付が困難な方

●経済的な理由や失業、災害にあったため、保険料の納付が困難な方

●障害基礎年金又は被用者年金の障害年金(2級以上)を受けている方

●生活保護法の生活扶助を受けている方

●出産を控えている方

免除及び納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料を納めた場合に比べて減額されます(出産に伴う免除の場合は保険料を納めた場合と同額として計算されます。納付猶予になった期間は、年金額には反映しません。)

問 区保険年金課 保険給付・年金担当 (☎592-3109)

■後期高齢者医療制度からのお知らせ

●新しい保険証をお送りします。

7月末までに新しい保険証をお届けします。
古い保険証は、8月1日以降使用できませんので、新しい保険証を提示せずに受診した場合、いったん、医療費を全額お支払いいただくことがあります。

問 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

● 福祉 ●

■ひとり親家庭自立支援給付金事業の拡充について

ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発のために実施している給付金事業について、一部、支給期間を延長しました。受講前にご相談ください。

●自立支援教育訓練給付金事業

市内在住のひとり親家庭の親が、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する場合の入学金及び受講料の最大6割を支給

●高等職業訓練促進給付金等事業

市内在住のひとり親家庭の親が、指定された資格取得のために、法令の定めによる養成機関で1年以上のカリキュラムを受講する場合に、訓練促進給付金を支給

拡充内容	両給付金事業について、 ●准看護師養成機関を修了する方が、引き続き看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合 ●4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合 ⇒支給期間を3年から4年に拡充
------	---

※いずれも所得制限あり。

申・問 区子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (☎592-3247)

● 健康・長寿 ●

■歯周疾患予防健診

京都市では「歯周疾患予防健診」を節目の年齢の方対象に行っています。

問 市内在住の満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方(年1回)

場 指定医療機関

※歯科医院にて、ステッカーでお知らせしています。
※市ホームページ「京都市情報館」でも検索できます。

受診方法 受診される前に、指定医療機関に日時等を確認のうえ受診してください。

費 500円(免除制度があります。)

必 年齢が確認できる物(健康保険証、運転免許証等)

問 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎592-3222)

■成人・妊婦歯科相談

一度、お口の健康をチェックしてみませんか？
お口のことで困ったことがあればご相談ください！
(なお、歯科医院についての紹介や相談等はお受けできません。)

時 6月25日(金)9:00～10:30

対 18歳以上の方、妊産婦の方

費 無料 申 不要

場 山科区役所1階 健康長寿推進課

問 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎592-3222)

● お知らせ ●

■市・府民税の納税通知書を送付しました

令和3年度の市・府民税を、納付書、口座振替又は、公的年金からの引き落としで納めていただく方等を対象に、6月10日付けで「納税通知書」を送付しました。

※納税通知書の発送後においても、申告書の提出時期や調査などの状況により課税の内容を変更させていただくことがあります。

6月30日(水)まで区役所に市民税臨時窓口を開設していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、課税内容についてのお問合せは、まずは下記問合せ先まで電話でお願いします。

申告期限の延長に伴い、3月16日以降に申告された場合は、納税通知書が発送されていないか、発送された納税通知書に申告の内容が反映されていないことがあります。

問 市税事務所 市民税第2担当 (☎746-5837)

■イベントに給水機を設置しませんか？

ペットボトル等のプラスチックごみを削減するため、マイボトルに給水できるイベント用給水機が新たに登場しました。

設置費用は無料で、イベント中は給水スタッフが常駐するため、主催者の負担が少なく給水機を設置していただけます。

問 京都市内に活動拠点のある自治会・町内会、NPO、学校、企業等の団体の主催により京都市内で開催される500人以上の来場者が見込まれるイベント等

費 無料(水道料金・電気料金は主催者負担)

申 イベント開催日の3箇月前から1箇月前までに、問 へ所定の申込書を添えて申込み(先着順)

※イベント等の開催については、状況に応じてご判断ください。

問 山科エコまちステーション (☎366-0184)

山科図書館(☎581-0503)

■おたのしみ会

時 7月17日(土)11:00～

内 絵本の読み聞かせ他

■赤ちゃんの会

時 7月19日(月)11:00～

内 絵本の読み聞かせやふれあいあそび他

■テーマ図書の展示と貸出

6月 一般書「環境」「花と緑」児童書「そら」

7月 一般書「スポーツに親しむ」
児童書「がいこくごのえほん」

移動図書館(☎801-4196)

■「こじか号」巡回

6月23日(水)

10:00～10:40 場 大塚小学校

11:00～11:40 場 大宅小学校

6月28日(月)

10:00～10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10～11:40 場 山階南小学校

13:00～13:40 場 陵ヶ岡小学校

新型コロナウイルス感染症の影響により、本紙に掲載のイベントは、今後、主催者の判断で中止・変更になる場合があります。
開催の有無等については、各イベントの問合せ先へご確認ください。